

岩手沿岸南部広域環境組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

平成28年 4月 1日 規則第1号

岩手沿岸南部広域環境組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成23年岩手沿岸南部広域環境組合規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、岩手沿岸南部広域環境組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成22年岩手沿岸南部広域環境組合条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（受入基準）

第2条 条例第5条第1項の規則で定める岩手沿岸南部クリーンセンター（以下「処理施設」という。）の受入基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 処理施設へ搬入することができる一般廃棄物（粗大ごみを除く。）の長さは、1メートル以内とする。
- (2) 粗大ごみ（長さ1メートルを超える一般廃棄物をいう。）は、長さ2メートル、幅0.9メートル及び厚さ0.4メートル以内とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる廃棄物は、処理施設に搬入することはできない。

- (1) 有毒性物質を含むもの
- (2) 危険性を有するもの
- (3) 火気のあるもの
- (4) 特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条で定める機械器具等
- (5) パーソナルコンピュータ
- (6) 前各号に掲げるもののほか処理業務を困難にし、又は処理施設等を損なうおそれのあるもの

（手数料の減免）

第3条 条例第7条の規定による手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。ただし、

管理者がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

2 管理者は、手数料の減免を決定したときは、一般廃棄物処理手数料減免決定通知書（様式第2号）により、通知するものとする。ただし、管理者が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

（損害賠償）

第4条 処理施設に廃棄物を搬入した者が施設又は設備を汚損し、又は損傷したときは、管理者の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

（補則）

第5条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

一般廃棄物処理手数料減免申請書

年 月 日

岩手沿岸南部広域環境組合

管理者 あて

申請者 住所

氏名 印

（法人である場合には、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

岩手沿岸南部広域環境組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、次のとおり減免を受けたいので申請します。

記

一般廃棄物の種類							
搬入見込量	キログラム（下記車両 台相当）						
搬入車両等	車両番号		（最大積載量		キログラム）		
期間	年 月 日から		年 月 日まで				
減免理由							
上記の申請に基づき、審査の結果、次のとおり決定してよろしいか伺います。						通知	
						決裁	
						起案	
決定区分	許可する		許可しない				
決定の理由							

様式第2号（第3条関係）

一般廃棄物処理手数料減免決定通知書

文 書 番 号
年 月 日

様

岩手沿岸南部広域環境組合
管理者

印

年 月 日付けで申請のあった一般廃棄物処理手数料の減免については、
次のとおり決定したので通知します。

記

区 分	承認する	承認しない
一般廃棄物の種類		
搬 入 量	キログラム（ トン 車両 台）	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
減 免 す る 内 容		
条件及び指示事項		
承認しない理由		

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、岩手沿岸南部広域環境組合管理者に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、岩手沿岸南部広域環境組合を被告として（訴訟において岩手沿岸南部広域環境組合を代表する者は管理者となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。